

佐渡ジオパークガイド協会規約

(名称)

第1条 本団体の名称は「佐渡ジオパークガイド協会」と称する。(以下「本会」という)

(事務所)

第2条 本会の事務所は 新潟県佐渡市吉井3番地 池 善世 宅に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の協力と関係機関との連携により、佐渡におけるジオパークの啓発ならびに普及を図り、佐渡の自然を保護し、大地に根ざす人々の暮らし・歴史・文化・産業を教育および観光に活用することで、地域の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 佐渡ジオパークにおけるガイド事業
- (2) ジオパークの普及および啓発を促す事業
- (3) 会員相互の資質向上のための事業
- (4) 関係機関との連携、協力のための事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は本会の目的に賛同し各事業に参加・協働する意思を持ち、本会が定める手続きにより入会した者とする。

- 2 会員は毎年度始めに会費を本会に納入しなければならない
- 3 ガイド事業を実行する者は、「佐渡ジオパーク推進協議会」発行の「ジオパークガイド認定証」を保有する本会会員でなければならない

(入会および退会)

第6条 本会に入会しようとする者は所定の入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認をもって会員とする。

- 2 本会に入会した者には「本会会員証」を発行する
- 3 退会しようとする者は所定の退会届を会長に提出し、「本会会員証」を返還しなければならない。
- 4 納入された会費は年度途中で退会しても返還しない

(役員)

第7条 本会の円滑なる運営のために次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 事業企画担当 1名
- (5) 会計担当 1名
- (6) 監事 2名

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会長は本会を代表し会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、本会を円滑に運営するため総務を掌握し、会長に事故あるときはその職務を代理する
 - (3) 事務局長は本会の庶務及び会計の実務を管理する
 - (4) 事業企画担当は本会の規約に基づく事業の実務を企画・実行し広報を担当する
 - (5) 会計担当は本会の会計事務を処理する
 - (6) 監事は本会の会計ならびに事業を監査する

(役員を選出)

- 第9条 会長ならびに役員は総会において会員の中から選出する
- 2 監事は会長その他の役員を兼務することはできない

(役員の仕事)

- 第10条 役員の仕事は選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとする。但し再任を妨げない
- 2 補欠による役員の仕事は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする

(役員会)

- 第11条 役員会は本会の運営に関することを審議し執行する
- 2 役員会は必要に応じ会長がこれを招集する

(顧問)

- 第12条 本協会の運営および事業に関し適切な助言を得るために顧問をおくことができる
- 2 顧問は会長が委嘱するものとする

(総会)

- 第13条 本会の定時総会は毎事業年度終了後2か月以内に会長が招集し開催する
- 2 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる
ただし、役員のおよそ3/3以上の要請があった場合、会長は臨時総会を開催しなければならない
 - 3 定時ならびに臨時総会は出席会員および提出委任状の合計が全会員数の1/2以上をもって成立するものとし、出席者の過半数をもって議決とする
 - 4 定時総会は次の事項を審議し決定する

- (1) 事業計画および予算に関すること
- (2) 事業報告および決算に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) 役員を選任に関すること
- (5) その他必要とすること

(事業・会計年度)

第14条 本会の事業及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日までと定める

2 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入、その他収入をもって充当する

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長に委任する

附 則

(施行期日)

この規約は平成25年6月16日より施行する

附 則

(施行期日)

この規約は平成27年2月11日より施行する

附 則

(施行期日)

この規約は平成31年1月27日より事務所を移動し施行する